

令和6年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金実施要領

（目的）

第1条 令和6年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年3月1日環地域事発第2403011号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号。以下「国実施要領」という。）及び令和6年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

（用語）

第2条 この実施要領で使用する用語は、特に定めない限り交付要綱において使用する用語の例による。

（補助対象設備を設置する住宅）

第3条 交付要綱第2条第1号に規定する住宅は、住民票又は建物登記簿謄本等の種類で住宅であることが確認できるものでなければならない。

（交付申請予約届出書の必要添付書類）

第4条 交付要綱第6条に規定する交付申請予約届出書に添付する必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）及び見積書の写し
- (2) 太陽電池モジュールの型式名、公称最大出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等）
- (3) パワーコンディショナーの型式名、定格出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等）
- (4) 蓄電池の型式名、定格容量が確認できるもの（カタログ、仕様書等）
- (5) 発電電力の消費量計画書（別記様式第1号）
- (6) 発電電力の自家消費シミュレーション内容が確認できる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

（交付申請予約届出書の受付）

第5条 交付申請予約届出書の受付は、2回に分けて実施し、その受付期間は、知事が別に定める。

2 補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請予約届出書の受付を中止することができる。

（交付申請書兼請求書の必要添付書類）

第6条 交付要綱第9条に規定する交付申請書兼請求書に添付する必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 申請者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）及び見積書の写し（交付申請予約届出書提出時（交付要綱第8条第2項の規定による提出をした場合は、当該提出の時）から変更があった場合に限る。）
- (3) 申請者の住民票（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (4) 県税の完納証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (5) 個人住民税の完納証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (6) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (7) 補助対象設備設置場所（太陽電池モジュール設置場所及び蓄電池設置場所）の設置前の状況が確認できるカラー写真
- (8) 補助対象設備が設置された建物全体を確認できるカラー写真
- (9) 住民票に記載された住所以外の場所に設置するときは、建物の所有及び住宅であることを証明する建物の登記簿謄本（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (10) 太陽光発電設備の出力対比表（太陽電池モジュールの製造番号等の確認及び実出力の対比ができるもの）
- (11) 太陽光発電設備の設置状態を示すカラー写真（太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できるもの）
- (12) 太陽電池モジュールの型式名、公称最大出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等）（交付申

請予約届出書提出時（交付要綱第8条第2項の規定による提出をした場合は、当該提出の時）から
変更があった場合に限る。）

- (13) パワーコンディショナーの型式名及び定格出力が確認できる資料（銘板の写真、検査成績書の写し等）
- (14) 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し（固定価格買取制度（F I T）及びF I P（Feed in Premium）制度を利用しないことが分かるもの）
- (15) 太陽光発電設備の保証書の写し
- (16) パワーコンディショナーの保証書の写し
- (17) 蓄電池の設置状態を示すカラー写真
- (18) 蓄電池の型式名及び定格容量が確認できる資料（銘板の写真、検査成績書の写し等）
- (19) 蓄電池の保証書の写し（パッケージ型番及び保証開始日が確認できるもの）
- (20) 補助対象設備を設置する住宅の建築工事が完了していることを証明する書類（検査済証の写し、建物の登記簿謄本（発行日から3箇月以内のものに限る。）等）
- (21) 太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類（電気配線図等）
- (22) 発電電力の消費量計画書（交付申請予約届出書提出時（交付要綱第8条第2項の規定による提出をした場合は、当該提出の時）から変更があった場合に限る。）
- (23) 発電電力の自家消費シミュレーション内容が確認できる書類（交付申請予約届出書提出時（交付要綱第8条第2項の規定による提出をした場合は、当該提出の時）から変更があった場合に限る。）
- (24) 発電量を計測する機器の設置写真（モニター画面等）
- (25) その他知事が必要と認める書類

2 前項第5号の書類が提出できない場合には、当該書類に代えてその理由が確認できる住民票又は戸籍の附票を提出するものとする。

（交付申請書兼請求書の受付期間）

第7条 交付申請書兼請求書の受付期間は、補助事業を実施した年度の1月末日までとする。

附 則

この要領は、令和6年7月11日から施行する。